

# 中国商標「宇治」について

令和5年2月22日

## 1. 中国での「宇治」の問題発生

中国商標局のウェブサイト及び民間の調査システムを利用して、「宇治」を含む商標を検索したところ、2019年10月時点で600件あまりの商標があると判明した。そのうち、大多数の商標の権利者・出願人は、日本・京都府・宇治などと全く関係がなかった。

一部の冒認出願商標の権利者・出願人は、悪意があると考えられる。例えば、「余姚緑谷工場食品有限公司」は、「宇治」を含む商標を100件以上出願しさらに、日本の老舗のブランド製品のパッケージを模倣して、中国で意匠権や著作権を取得したり、日本で会社を設立したり、自社のウェブサイトや日本と深い関係のある宇治茶を生産・販売している宣伝も行っていった。同社の生産規模は大きく、中国での展示会でも大きなブースを作って、消費者に誤認や混同を生じさせやすい宣伝を行っていた。

## 2. 解決のための諸方策の実施

2019年9月27日、中国国家知識産権局の一行（中国商標局の審査官を含む）が、日本の特許庁を訪問した際に当組合は、宇治茶、宇治茶の歴史及びロゴ商標、地域団体商標「宇治茶」について詳しく説明し、中国における「宇治茶」商標の冒認出願問題についても、詳しく説明した。

2019年11月21日に、北京・中国商標局へ訪問し中国商標制度における日本の地名「宇治」の適切な保護の要請、中国における日本の地名「宇治」に関連した冒認商標出願問題についての説明を行い、京都府知事から中国国家知識産権局の局長申長雨への親書及び宇治市長から国際合作司長白光清、商標局長崔守東への親書を手渡した。その席で、地名「宇治」について、中国商標局の理解を深め冒認出願問題について述べ、地名「宇治」を商標局の「小信封」に入れるよう求めた。

2021年1月21日局務会議（商標局内部のトップクラスの会議）を開催し、「宇治」について、詳細に検討して「宇治」は、現時点、「周知の外国地名」として認定できないが、日本の有名な茶産地として使用禁止言葉データベース（商標局内部の俗称：「小信封」）に入れることを決めた。それにより、今後、日本宇治以外の出願人は「宇治」を含む商標を出願し、且つ第30類の茶関連の商品を指定する場合、一律、産地の誤認を生じさせるとの理由で（法律根拠：『商標法』第10条第1項第7号）、その登録を拒絶するという事になった。

## 3. 経過

「宇治」が小信封に入ったことにより、宇治市に関連していない企業が出願した「宇治〇〇」などは拒絶され、さらに本来登録できる日本企業が商標「宇治〇〇」を登録することが可能となった。日本企業が商標を登録できたことにより、知的財産権を侵害する行為、又、模倣品を販売している出展者を放置した場合、ECサイト運営企業には制裁金が課せられることから、ECサイト上から模倣商品が172点から17点と一斉削除につながった。

以上